

2 雇用保険を受給できない方への求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方(受給を終了した方を含む)が、ハローワークの支援により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活支援のための給付(職業訓練受講給付金)を受けることができます。

(1) 支援の対象となる方

次の全ての要件を満たす方が対象です。

- ア ハローワークに求職の申込みをしていること
- イ 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと
- ウ 労働の意思と能力があること
- エ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(2) 支給要件

対象者が申請し、ハローワークの指示を受けて職業訓練を受講し、次の要件を全て満たしていれば支給されます。

- ア 本人収入が月8万円以下
- イ 世帯(※)の収入が月25万円以下
 - ※世帯=本人のほか、同居のまたは生計を一にする別居の配偶者、子及び父母
- ウ 世帯の金融資産が300万円以下
- エ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- オ 全ての訓練実施日(やむを得ない理由が認められた場合は8割以上)に出席している
- カ 世帯に同時にこの給付金を受給している訓練受講者がいない
- キ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
- ク 前に給付金を受けてから6年以上を経過している

(3) 求職者支援資金融資

「職業訓練受講給付金」を受給していても、その給付金だけでは生活費が不足する場合には、希望に応じて、労働金庫の融資制度を利用することができます。

★★問い合わせ先★★

住所地管轄の**公共職業安定所**(ハローワーク)(P127参照)